

秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成25年5月28日（火）午後3時～

場所 秋田県市町村会館5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（１）市町村提案について

- ① テレビ（データ放送）を利用した住民情報サービスについて（市長会）
- ② 今後の県内地域公共交通の在り方を検討する協議会等の設置について（市長会）

（２）県提案について

- ① 県と市町村の協働による自主防災組織の組織率向上と活動活性化について
- ② 人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会（仮称）について
- ③ 情報集約配信システム構築による災害関連情報の集約・共有化について

（３）県からの説明・報告事項

- ① 平成25年度市町村子どもの国づくり支援事業の概要について
- ② 風しん予防接種緊急支援事業について
- ③ 豪雪対応地域福祉特別対策事業について
- ④ 中小企業・地場産業振興条例（仮称）の制定と関連指針の策定について
- ⑤ 公共事業等からの暴力団排除の推進について

（４）前回の協働政策会議のフォローアップについて

（５）その他

4 意見交換（フリートーキング）

5 閉 会

秋田県・市町村協働政策会議の市町村提案事項について

秋田県市長会（ 秋田市 ）

項 目 名	テレビ（データ放送）を利用した住民情報サービスについて
提 案 要 旨	地上デジタル放送のデータ放送を利用して、県をはじめとした県内市町村の各種情報を発信するとともに、県民へのデータ放送の普及促進および随時発信の検討に取り組む。
理 由 (背 景 等)	・ 地上デジタル放送については、県内に広く普及しているが、地域の情報等を県民に直接提供することができるデータ放送については、まだ十分に浸透していない状況にある。 ・ データ放送については、全県域にわたる行政情報や観光・イベント情報などを発信することにより、住民サービスの向上や地域の活性化等へ繋げることも期待できることから、データ放送を活用した情報発信と県民への普及促進について、県と市町村が協働して取り組むとともに、災害情報や防疫情報など、緊急性の高い情報の提供については、リアルタイムでの情報発信が出来るよう検討を行う。

秋田県・市町村協働政策会議の市町村提案事項について

秋田県市長会（仙北市）

項 目 名	今後の県内地域公共交通の在り方を検討する協議会等の設置について
提 案 要 旨	地域公共交通の確保を巡っては、民間事業者のバス路線が撤退傾向にあり、県内市町村では代替交通確保のための財政的な問題を慢性的に抱えている状況にあることから、県・市町村が今後の県内地域公共交通の在り方を検討する協議会を設置し、地域公共交通確保のための中長期的な指針を協働で作成する。
理 由 (背 景 等)	市町村が抱える財政的な課題と併せ、人口減少と少子高齢化の慢性化傾向における重要課題の一つとして、地域公共交通政策があります。 今後も少子高齢化の傾向が避けられない現状にあっては、短期的な施策では十分な対応が難しい状況にあり、平成27年度に予定している「秋田県生活バス路線等維持費補助金交付要綱」の改正を契機に、県と市町村が県内地域公共交通の在り方を示す協議会を設置し、中長期的な指針を示した上で、県内地域公共交通政策を進める必要があると考えます。

秋田県・市町村協働政策会議の県提案事項について

部局名 総 務 部

項 目 名	県と市町村の協働による自主防災組織の組織率向上と活動活性化について
提 案 要 旨	災害時に地域の防災活動を担う自主防災組織について、さらなる組織率の向上と活動の活性化を図るため、県と市町村が、より積極的に協働して取組を進める。
理 由 (背 景 等)	東日本大震災では、多くの自主防災組織が避難誘導や安否確認、避難所運営の支援などの活動を行っており、改めてその重要性が認識されている。 また、現在、県と市町村の連携・協力により進めている「地域防災計画」の見直しに当たっては、本年６月に終了する「地震被害想定調査」の結果等を踏まえ、最大規模の災害への対応を考慮するほか、自主防災組織等の多様な主体の参画による地域防災力の向上に配慮することとしている。 その一方、本県の自主防災組織の組織率は６９．９％と、全国平均７７．４％に比べ低くなっている。 こうしたことから、組織率向上と活動活性化を図るため、自主防災組織育成研修やリーダー講習会の開催、町内会等への「自主防災アドバイザー」の派遣など、県と市町村が、より積極的に協働して取組を進める必要がある。

秋田県・市町村協働政策会議の県提案事項について

部局名 企画振興部

項 目 名	人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会（仮称）について
提 案 要 旨	将来の人口減少社会においても、住民サービスの水準を確保できる行政システムを県と市町村を通じて構築するため、県と市町村の有する行政資源の効果的・効率的な活用策について、県と市町村が共同で研究する。
理 由 (背 景 等)	国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2010年と比べた2040年の本県の人口減少率は全国最大の35.6%とされており、地域社会の縮小により、将来的に必要な住民サービスの提供が困難になる自治体が出てくることも懸念される。 こうした懸念に対応するためには、将来の人口減少社会を見据え、県と市町村の有する行政資源を、住民サービスの水準の確保という観点から、どう活用していくかについて、県と市町村が一緒に考えていく必要がある。 このため、市町村間で行われる機関等の共同設置や事務の委託等の取組への支援、市町村における行政サービス水準を確保するための職員派遣や特定事務の受託など、県による機能支援のあり方について、県と市町村で共同研究を行う。

秋田県・市町村協働政策会議の県提案事項について

部局名 企画振興部

項 目 名	情報集約配信システム構築による災害関連情報の集約・共有化について
提 案 要 旨	市町村や関係機関からの災害関連情報等を集約し、県・市町村等で共有するとともに、報道機関等に対して一括配信が可能なシステムを県と市町村が協働で構築し運営する。
理 由 (背 景 等)	東日本大震災の教訓を踏まえ、国、関係機関、企業等が一体となった災害情報の収集・整理・共有することが重要であり、また、行政情報を迅速・的確に住民へ伝達できるよう、伝達手段の多重化・多様化を図ることが急務となっている。 このため、市町村や関係機関からの災害関連情報等を集約・共有するとともに、災害関連情報等を報道機関等に対して一括配信が可能な「情報集約配信システム」を構築し、これを県と市町村が協働で運営する必要がある。 システムの整備は、県が国の補助事業を活用して行うが、システム化にあたっては市町村の意見を反映させるなど、県と市町村の協働でシステムの構築を行う。 また、構築後の運用については、県と市町村が協働で取り組むこととし、維持管理に要する経費について県と市町村が折半する方向で協議する。

平成 25 年度市町村子どもの国づくり支援事業の概要 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

・均等割と年少人口割により算出した額を上限として市町村へ交付 (2 億円)

少子化対策局

出会い・結婚支援

- 結婚支援を行う団体の活動支援 (北秋田)
- 結婚サポーターの設置による結婚支援 (藤里)
- 結婚サポーター団体の活動支援 (湯沢)
- 独身者の親を対象とした結婚セミナーの開催 (湯沢)
- 市広報による出会い・結婚支援の取組紹介や独身従業員の多い企業等を対象とした講演会の開催 (湯沢)

妊娠・出産に関する取組

- 不妊治療助成
 - ・鹿角 【特定】 県の助成に上乗せ、上限 5 万円
年 3 回まで
 - 【一般】 上限 5 万円
 - ・藤里 【特定】 県の助成に上乗せ、上限 15 万円
年 3 回まで
 - ・潟上 【特定】 県の助成に上乗せ、上限なし
 - 【一般】 上限なし、年 3 回まで
 - ・にかほ 【特定】 県の助成に上乗せ、上限 5 万円
年 1 回まで
 - ・横手 【一般】 自己負担額の 1/2、上限 15 万円
 - ・湯沢 【特定】 県の助成に上乗せ、上限 10 万円
- 不育治療費助成 (年 5 万円まで) (潟上)
- 妊婦への予防接種助成 (インフルエンザ) (潟上)
- 子宮頸がん HPV 遺伝子検査併用検診の実施 (にかほ)
- 子宮頸がんワクチン接種助成
(18~45 歳、3 回 1/2 助成) (東成瀬)

きめ細かな子育て支援

〔子どもの健康増進〕

- 予防接種助成 (水痘、おたふく、インフルエンザ、ロタウイルス、B 型肝炎等) (北秋田、上小阿仁、八峰、潟上、五城目、にかほ、東成瀬)
- 子どもの歯の健康 (乳幼児のフッ化物塗布、保育園・幼稚園～中学校でのフッ化物洗口) (八峰、秋田、男鹿、湯沢、東成瀬)

〔地域による子育て・家庭教育支援の推進〕

- 親子の交流スペースの開設と子育てサポーター配置による家庭教育や子育てサークルへの支援 (小坂)
- 幼児の発達支援のための相談、研修 (4 歳児への幼児発達記録票の配布) (秋田)
- 家庭教育支援チームによる講座開催等 (男鹿)
- 育児教室・育児相談等の実施 (八郎潟)
- 親子体験講座や親子ふれあいキャンペーンの開催 (八郎潟)
- 放課後児童異年齢交流及び体験サポート (八郎潟)
- 家庭教育に関する講演会等開催の支援 (にかほ)
- 子育て中の親のための託児付き体験講座 (にかほ)
- 地域の特性を生かした体験学習、親子体験教室 (にかほ、湯沢)
- 子育てサポーターの養成支援 (仙北)
- 小中学生、親への講座等の開催 (湯沢)
- 子育てガイドブックの改訂、配布 (湯沢)
- 家庭相談員の配置 (湯沢)
- 育児相談窓口の設置や子育て世帯への家庭訪問、講演会等の開催 (東成瀬)
- 放課後児童クラブ活動の拡充・延長 (東成瀬)

〔その他の子育て環境の整備・子育て支援〕

- 小学生の通学手段確保 (スクールバス運行) (小坂、五城目、横手)
- 特別支援教育支援員等の配置 (大館、能代、藤里、三種、八峰、秋田、大潟、大仙、羽後)
- 三世代交流館への児童向け図書の整備 (藤里)
- 地域の人材を活用した学校サポーターの配置 (潟上)
- 加湿器・エアコン等の設置による保育環境の整備 (潟上、横手)
- 幼稚園・保育園・児童公園等遊具整備修繕 (井川、にかほ、仙北、横手)
- 教育指導員による不登校児童生徒への訪問等 (にかほ)
- 市広報や講演会での子育て等に関する啓発 (湯沢)
- 村営学習塾の開設 (東成瀬)

保育サービスの充実

- 乳児、要支援児等保育のための保育士配置 (小坂、北秋田、井川、大仙、仙北、美郷、横手、湯沢、東成瀬)
- 乳幼児から小学生までの病児・病後児の保育委託 (北秋田)
- 多様な保育サービス (延長保育、休日保育、幼稚園での預かり保育) (八郎潟、井川、湯沢)

風しん予防接種緊急支援事業について

平成 25 年 5 月

健 康 福 祉 部

○目的

先天性風しん症候群の発生の防止を図るため、妊婦に対する風しんの感染予防対策を推進する。

○事業内容

市町村が助成する風しん予防接種にかかる経費への助成

・対 象 者

以下のいずれかに該当する者（予防接種歴が 2 回ある者、り患歴のある者は除く）

- ①妊娠を予定又は希望する女性
- ②妊婦の夫

・助成基準

市町村の助成額の 2 分の 1（限度額：1 件当たり、2,500 円）

・実施期間

平成 26 年 3 月 31 日まで

豪雪対応地域福祉特別対策事業について

平成 2 5 年 5 月
健 康 福 祉 部

○目 的

平成 2 4 年から平成 2 5 年にかけての豪雪に際して、積雪の影響及び灯油価格の高騰により家計を圧迫する状況となっており、県内市町村においては、低所得世帯や高齢者世帯等の要援護世帯を対象とした各種支援策を実施していることから、県として市町村の取組を支援する。

○交 付 先

市 町 村

○事業内容

(1) 対象とする経費

市町村が実施した事業のうち、次の要件を満たす部分に係る経費を助成する。

①対 象 者 要援護世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、高齢者世帯、重度障害者世帯及びひとり親世帯等）

②対象経費 平成 2 4 年から平成 2 5 年にかけての豪雪に際して、平成 2 5 年 4 月までに市町村が支出した次の経費

- ・ 除排雪支援 要援護世帯の除排雪に係る費用を助成する経費
- ・ 暖房費助成 要援護世帯に対し、灯油購入等の暖房に係る費用を助成する経費

(2) 助 成 額

予算の範囲内で、次により算出した金額を合算した額

- ・ 除排雪支援に要した経費の半分の額の 2 分の 1
- ・ 暖房費助成に要した経費の 2 分の 1

中小企業・地場産業振興条例（仮称）の制定と関連指針の策定について

産 業 政 策 課

1 中小企業・地場産業振興条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定

（１）目的

県内企業の大多数を占める中小企業や地場産業は、本県経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っており、その振興は本県経済の活性化に不可欠である。

そのため、中小企業・地場産業の振興を県政の重要課題と位置づけ、県民、関係団体、行政等がオール秋田で、意欲の高い中小企業を支えていくことを宣言する条例を制定する。

（２）内容

条例は、単に中小企業・地場産業振興の理念を謳うだけでなく、本県の歴史や文化、産業の特色、県内の中小企業を取り巻く環境等を反映させたものとし、伝統工芸などの地場産業の振興、食品など多様な地域資源の活用や農商工連携の推進、地域に根ざして活動する小規模企業者の支援を含め、本県独自の視点を取り入れる。

2 中小企業・地場産業振興条例（仮称）指針（以下「指針」という。）の策定

（１）目的

条例の基本理念、基本方針等に基づき、具体的な施策の展開方向と振興策を示すため、各産業分野ごとに、具体的施策や個別の取組を示す指針を策定する。

（２）内容

このため、県庁内外に検討組織を設け、各産業分野ごとに、「現状と課題」、「目指す姿」、「具体的な方向性と取組」などを検討していく。

また、「第２期ふるさと秋田元気創造プラン（仮称）」の産業・経済分野における具体的な施策の展開方向と振興策を示すものでもあるため、プランの目標年次を見据え、計画期間における具体的な施策の工程を表す。

3 今後の主なスケジュール（案）

県内中小企業、関係団体、市町村、県民から広く意見を聴きながら策定を進め、平成２６年２月議会への条例案提出を目指す。

（主なスケジュール（案））

時 期	内 容 等
平成２５年４月～６月	・ 県内中小企業等へのアンケート調査及びヒアリング
７月～８月	・ 各市町村との意見交換 ・ 県内各地域における企業、県民等との意見交換会の開催
９月	・ 県議会へ中間報告（条例・指針）
１１月	・ 県議会へ素案提出（条例・指針）
１２月	・ パブリックコメント（条例・指針）
平成２６年２月	・ 県議会へ原案提出（条例・指針）
４月	・ 条例・指針の施行

第1回秋田県・市町村 協働政策会議資料	公 共 事 業 等 か ら の 暴 力 団 排 除 の 推 進	平成25年5月28日 秋 田 県 警 察 本 部
1 「秋田県暴力団排除条例」に規定する公共事務・事業における排除措置 【第6条】 - 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団が利益を得ることとならないように、公共工事の入札に暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を参加させないことその他の暴力団の排除のための必要な措置を講ずるものとする。 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する公共事務・事業における暴力団排除措置のための地方公共団体の責務 【第32条】 - 国及び地方公共団体は、指定暴力団等をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。（第1項） - 国及び地方公共団体は、第1項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。（第2項） 3 暴力団排除措置の具体例 (1) 暴力団排除対策を特に推進すべき事務・事業 - ア 公共工事の契約 - イ 建設・測量コンサルタント契約 - ウ 役務提供の契約 - エ 物品、資材調達の契約 - オ 公有財産の売払い・貸付け (2) 暴力団排除条項の整備における留意点 - ア (1)ア～オの全ての契約を対象とする。 - イ 排除対象は、いわゆる「密接交際者」（暴力団と親密な関係）を含む。 - ウ 公共工事、測量・建設コンサルタントについて、下請・再委託契約にも暴力団排除条項を整備する。 - エ 公有財産売払い・貸付けを除くすべての契約について、通報報告制度（ペナルティ規定を含む）を整備する。 【通報報告制度とは】 公共事業等を巡る暴力団からの下請参入要求等、様々な不当要求を受けた場合に - 警察への通報及び発注者への報告を義務付ける - これに違反した場合には指名停止、指名除外等のペナルティを科すもの。		

秋田県・市町村協働政策会議総会における協議結果のフォローアップについて

平成 2 5 年 5 月 2 8 日

企 画 振 興 部

平成 2 4 年 1 1 月 6 日（火）に開催された秋田県・市町村協働政策会議において県及び市町村から提案等があった事項について、現在、次のような取組を進めている。

1 市町村提案事項について

市町村の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
① 国民健康保険制度を将来的に持続可能な事業運営とするため、広域化に関する協議会を設置し、保険者の広域化に向けた取組を推進する。	国民健康保険事業の広域化に向けた取組が円滑に進むよう、「秋田県国民健康保険事業広域化研究会」や「国保主管課長会議」の場を活用しながら、市町村と十分な協議を重ねながら県の支援方針を決定していく。	国民健康保険事業の広域化へ向けた環境整備の一環である「秋田県国民健康保険広域化等支援方針」について「国保主管課長会議」での協議や市町村への意見照会等を踏まえ、平成 2 5 年 3 月に改定した。 現在、国の「社会保障制度改革国民会議」でも議論が行われているが、今年度も引き続き市町村との会議等において広域化に向けた検討を行う予定である。
② 県民が幅広い意味でスポーツに関わる「県民 1 人 1 スポーツ」運動を展開し、体力向上と健康増進に楽しく取り組める環境整備等について、県と市町村が協働で取り組む。	「県民 1 人 1 スポーツ」運動の更なる拡大を目指し、総合型スポーツクラブの育成や地域住民の生涯スポーツへの参加促進のため地域の特性に合わせた支援を実施するほか、全国規模のスポーツ大会の誘致・開催や各地域のスポーツコンテンツを活かした誘客等の促進を市町村のスポーツ施設等を活かして推進する。	県スポーツ科学センターに設置する広域スポーツセンターの支援により 2 5 市町村全てに総合型地域スポーツクラブが設立され、平成 2 4 年度には設立数が 5 5 から 6 2 となった。地域住民の生涯スポーツの拠点となるクラブに対して、指導者の派遣、スポーツ施設の使用料減免、公の施設の指定管理による運営安定化など、県と市町村が連携・役割分担しながら地域の特性に合わせた支援を実施しているほか、県内 3 地区のクラブで実施する地域活性化モデルとなる「ウォーキング教室」、「フィットネス・ダンス教室」、「リフレッシュ体操」などの「健康づくり事業」を支援している。 また、「プロ野球オールスターゲーム」など集客力のあるビックスポーツイベントの招致や「スキーモーグルワールドカップ」などの開催を進めるとともに、市町村等のスポーツ施設を活用したスポーツ大会、スポーツイベントや合宿等についても開催経費の助成などを行っている。

2 県提案事項について

	県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
①	高齢者等生活弱者に対する除雪支援について、一層効果的なものとするため、県と市町村が協働し、「共助」や「公助による支援」のあり方等について検証を進める。	高齢者や障害者等を地域全体で支え合う体制づくりを進めるため、県と市町村が協力して調査を行って地域ごとに課題を検討し、除雪支援体制の再構築や安全対策につなげていく。	市町村の協力のもと実施した調査結果を踏まえ、除雪ボランティアの拡大など効果的な除雪体制の構築に係る支援や除排雪時の安全対策の普及啓発及び住宅の克雪化への支援策等を検討する。 なお、買い物や生活交通の確保など生活基盤の形成に関わる高齢者等の支援体制については、地域ごとの課題にきめ細かく対応し、地域全体で支え合う「秋田型地域支援システム」づくりに新たに取り組んでいく。